

都政第31号  
平成27年8月3日

小田原市都市計画審議会  
会長 岡村 敏之 様

小田原市長 加藤 憲一 閣

### 小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方について（諮問）

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

#### 1 諮問事項

小田原市における市街化調整区域の土地利用のあり方

#### 2 諮問理由

本市では、人口減少・超高齢社会においても持続可能な都市であるため、集約型・低炭素型の都市づくりを進めることとしており、市街化調整区域においては、既存集落内のコミュニティの維持を図りつつ、農業環境と調和した集落の形成が必要である。

また、持続可能な都市であるためには、市街化調整区域に有する多くの農産物や木材など豊富な地域資源を活用し、安定した雇用を創出する必要もある。

これらの課題解決に向けた都市政策的な対応としては、都市計画・開発許可制度における土地利用の誘導の考え方を示していくことが必要である。

そこで、小田原市における市街化調整区域における土地利用のあり方について、貴審議会のご意見を求めるものである。